

## 第 13 章 国際関係

---

### A. 国連（経済社会理事会 – ECOSOC）に対するライオンズクラブ国際協会の関係

国連憲章の第 71 条には、「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、行うことができる」とある。

ライオンズは、1945 年にサンフランシスコで開かれた国連憲章会議で、重要な役割を果たした。ライオンズクラブ国際協会は 1947 年以來、経済社会理事会の顧問の立場にある民間団体の一つである。しかし、ライオンズが国連全体に対して顧問的立場にあるということは、間違いである。

国連の主要機関の一つである経済社会理事会は、全人類の福祉向上を主たる目的としている。国連の第 1 目的である「国際の平和及び安全を維持すること」に直接責任があるのは、国連の安全保障理事会で、ライオンズクラブ国際協会は、安全保障理事会との関係はない。国連の第 1 目的の「国際の平和及び安全を維持すること」を推進するために国連が採決した特定の決議事項を支持することは、ライオンズクラブ国際協会の方針ではない。

「諸国間の友好関係を発展させること...」並びに「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決すること...」について、国際協力を達成すること」という第 2 及び第 3 目的に関しては、ライオンズクラブ国際協会の第 1 目的である「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。」と比べてみると良い。

ライオンズクラブ国際協会は、世界平和に関する国連の理想を支持する。ライオンズ会員は、国連に関し、又その人道主義的目的並びにその機関の仕事に関して、知識を備え、それらを支持し、その情報を広めるよう奨励される。特に、毎年 10 月 24 日の国連デーを記念することが促される。

### B. 国際機関との提携

国際機関と継続的提携を結ぶ際には、下記基準に従う。

1. 次の基本的分野に関連した特定の事業実施において、指導、進路、相互協力を提供できる国際機関のみとの提携を考慮する。
  - a. 最も広い意味での教育
  - b. 人々の自立を援助する特定の人道主義的奉仕実施
  - c. 緊急救済事業
2. 提携締結に向け何らかの決定がなされる会議の少なくとも 1 回前の理事会会議で、提携のメリット及び相互協力の性質に関する詳細報告書が理事会に提出され、審議されなければならない。
3. 国際会長は毎年、他の執行役員と協議の上、国連、国連関連機関、その他の組織に対する代表者を任命する。これらの代表者はライオンズ会員で、できれば、それぞれの国際機関本部の近くに住む元国際会長又は元国際理事であることが好ましい。代表者に対しては、財務及び本部運営委員会が承認した予算に基づいて、妥当な経費が支払われる。旅行及び経費には、一般経費払戻し方針が適用される。各代表者は、国際理事会の担当委員会に定期的に報告書を提出する。この報告書には、提携を結んでいる組織と協会が、(1)情報を交換し、(2)社会向上のために相互に協力できるような事項につき、慎重に検討されたことが報告されているべきである。
4. 一旦提携が結ばれたら、担当委員会がその関係を毎年検討し、関係を続けるか停止するか  
の勧告を出す。

### C. 国際関係の月 -- 10 月

国連デーが世界中で記念される 10 月を「国際関係の月」とする。適当な時期にその発表をし、クラブが国際関係の分野で実施できる事業に関する適当な情報を、種々出版物を通してライオンズに広める。

### D. 国際関係プログラム

## 1. 国際クラブ姉妹提携

国際クラブ姉妹提携は、異なる国のクラブ間の相互交流プログラムである。この目的は、異なる文化を持つライオンズやレオに、お互いの文化を学ぶ機会を与えることである。姉妹提携は類似のクラブ同士、すなわちライオンズクラブとライオンズクラブの間、レオクラブとレオクラブの間でのみ結ばれるべきである。

## 2. 地区ガバナーエレクト・ツイン

地区及びクラブ行政部は、地区ガバナーエレクトと他の地区ガバナーエレクトとを1年間組み合わせるツイン・リストを作成する。ツイン同志は、地区ガバナーエレクト・スクールで催される昼食会で会う。更にこれら地区ガバナーエレクトは、さまざまな国のエレクトが混ざっている「国際テーブル」に座る。

この行事の目的は、互いに個人的に情報を交換し、地区間で姉妹提携を結ぶ可能性について話し合う機会を、地区ガバナーエレクトに与えることである。

## 3. 地区姉妹提携

地区姉妹提携は国際パートナーシップの一種で、一つの地区が他の国の地区と提携を結び、どちらか一方の地区、あるいは全く別の国の地区における特定の事業実施に互いに協力し合うとともに、それぞれの地区におけるクラブおよび地域の姉妹提携を促すものである。

## 4. 国連ライオンズ・デー

「国連ライオンズ・デー」を促進するため、協会の国際会長が国連の事務総長と会う日と同じ日に、ライオンズクラブが国連機関の代表者と会うことを奨励する。国際連合の経済社会理事会对する公式代表者（国際会長により毎年任命される）が、ニューヨークにおける年次国連ライオンズ・デーの議長を務め、これを統制する。

## E. 金銭、資料、サービスの要請

ライオンズクラブ、地区、個人のいずれかが金銭、資料、又はサービスを本部に要請する場合には、その地区の地区ガバナーを通して行わなければならない。地区ガバナーは、その要請を評価し、地区内或いはその近辺から入手できる資源や資料について勧告するのに適した立場にある。ガバナーは、慎重に考慮した後、自分の国又は他の国の地区ガバナーにその要請を照会することができる。この種の事業は、ライオンズが協力の精神で行うべきで、要請をしたライオンズクラブ又は地区は、この事業で自分たちが果たせる役割を説明しなければならない。

## **F. 国際宣誓**

ライオンズの式典では、次のような宣誓をすることが勧められる。  
自国への忠誠と世界平和の推進を誓う。

道徳綱領にあるライオニズムの理念を信じる。

他の人々への奉仕に尽くすライオンであることに誇りを持つ。